

身体に障害のある方に対する自動車税の減免における 障害等級の取扱いの見直しについて

香 川 県

県では、身体障害者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方々が利用する自動車に対する自動車税を減免していますが、身体に障害のある方の幅広い社会参加をより一層支援していくため、平成28年4月1日以降の減免申請受付分から、**同一の障害区分（下肢不自由など）において複数の障害を有する方**についての減免の判定方法を次のとおり見直し、減免の対象範囲を拡大することとしました。

【見直しの内容】

障害（※）の状況		現行	改正後
同一障害区分	障害が1つだけの場合	個別の障害の等級で判定	現行のとおり
	複数の障害を有する場合		同一障害区分の 合計の等級で判定

なお、減免の対象となる障害等級自体に変更はありません（裏面を御参照ください）。

※ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」に記載されている障害を指します。同一の障害区分内で複数の障害を有する場合、身体障害者手帳には1つの障害名で記載されている場合があります。

＜例：下肢不自由について3級以上を要件とする「家族等運転」の場合＞

両膝の関節機能を全廃している場合の個別の障害の等級は、次の左表のとおり「下肢4級」であり、現行の取扱いでは減免の対象になりませんが、改正後は右表のとおり合計した等級である「下肢3級」で判定することとなり、減免の対象になります。詳細につきましては、香川県県税事務所自動車税課までお問い合わせください。

個別の障害の障害名・等級	同一障害区分の 複数の障害の合計等級
（右膝の関節機能全廃）下肢4級（減免対象外）	下肢3級（減免対象）
（左膝の関節機能全廃）下肢4級（減免対象外）	

異なる障害区分間（例：上肢不自由と下肢不自由）の障害についての合計等級は、これまでどおり適用対象外ですので、御注意ください。

【施行の時期】

今回の見直しは、平成28年度の自動車税から適用します。

既に自動車をお持ちの方で、今回の見直しにより新たに減免の対象となる方については、平成28年4月1日（金）から5月26日（木）までの間に申請をしていただければ、平成28年度の自動車税から減免になります。

なお、減免を受けるためには、自動車の運転者及び自動車の登録名義人等の要件を満たしている必要があります。

【問い合わせ先】

- 香川県県税事務所自動車税課（松島町）
〒760-0068 高松市松島町1-17-28 ☎087-806-0314
- 香川県県税事務所自動車税課（鬼無町）（※自動車登録時の減免に関すること）
〒761-8023 高松市鬼無町佐藤20-10 ☎087-881-3858

身体障害者減免における対象者の範囲

障害の区分		障害の等級	
		身体障害者が自ら運転する場合 (本人運転)	身体障害者のために生計を一にする者又は常時介護者が身体障害者と同乗して運転する場合 (家族等運転)
視覚障害		1 級～ 4 級	同 左
聴覚障害		2 級、 3 級	同 左
平衡機能障害		3 級	同 左
音声機能障害		3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由		1 級、 2 級	同 左
下肢不自由		1 級～ 6 級	1 級～ 3 級
体幹不自由		1 級～ 3 級、 5 級	1 級～ 3 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級、 2 級	同 左
	移動機能	1 級～ 6 級	1 級～ 3 級
心臓機能障害		1 級、 3 級	同 左
じん臓機能障害		1 級、 3 級	同 左
呼吸器機能障害		1 級、 3 級	同 左
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級、 3 級	同 左
小腸機能障害		1 級、 3 級	同 左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～ 3 級	同 左
肝臓機能障害		1 級～ 3 級	同 左